

〔相愛大学研究論集〕編集内規

平成 24 年 7 月 13 日相愛大学総合研究センター運営委員会制定

平成 27 年 6 月 24 日一部改正

平成 29 年 2 月 15 日一部改正

令和 4 年 9 月 1 日一部改正

(投稿資格)

第 1 条 相愛大学研究論集（以下「論集」という。）の投稿資格は次のいずれかの者とする。

- (1) 相愛大学（以下「本学」という。）の専任教員及び名誉教授。
- (2) 本学での研究活動・教育活動にかかわったと、編集委員会が認めた者。

(投稿条件)

第 2 条 他の学会誌などに掲載されていないものであり、なおかつ投稿中でないものに限る。また、単著者及び、筆頭著者の場合は一人二点までとする。

2 投稿は、単著・共著を問わない。

3 前項の共著者が学外の者である場合は、共同研究者として、編集委員会の承認を得る必要がある。

4 「人を対象とした研究」の内容を含む投稿に関しては、本学または他の機関での承認を得たものに限る。

(刊行回数・体裁)

第 3 条 毎年度 1 回、3 月末刊行する。

2 版型は B5 にする。

(原稿の採否)

第 4 条 原稿の採否は、編集委員会が査読等を行い決定する。

(著作権)

第 5 条 研究論集の著作権は原則として本学が有する。ただし、個々の論文等の著作権は、それぞれの著者が有する。

(論文の電子配信)

第 6 条 本誌に掲載された論文は本学リポジトリにおける公開を許諾するものとする。ただし、著作権法上の事情により許諾できない場合は、投稿時にその旨を申し出ること。

(抜刷等)

第 7 条 抜刷が必要な場合は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応じる。

(投稿基準)

第 8 条 投稿基準・原稿の体裁・書式他は、別に定める。

2 投稿基準に合わないものは、採用しない。

(内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、総合研究センター運営委員会が行う。

附 則

この内規は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

「相愛大学研究論集」執筆・投稿規程

平成 24 年 7 月 13 日総合研究センター運営委員会制定

平成 29 年 6 月 23 日一部改正

平成 29 年 12 月 7 日一部改正

令和 4 年 9 月 1 日一部改正

1. 執筆要領

- (1) 原稿は、原則としてワープロ原稿（A4 版 1 頁 42 字 × 36 行）による投稿とし、コピーを 1 部添えて、電子データで提出する。
- (2) 原則として和文とする。ただし、表、図、写真の説明はこの限りでない。英文を用いる必要がある場合はこれを認めると、英文校閲料などの費用は投稿者の負担とする。英文論文は、あらかじめ専門家に校閲を受けた後に投稿することとし、校閲記録を添付する。
- (3) 外国語（英語）の場合は 30 枚（ダブルスペース）以内とする。なお、図・表は原則 1 枚 300 字相当として扱う。
- (4) 完全原稿とし校正の際は字句の訂正にとどめ、大幅な加筆、変更は一切認めない。
- (5) 原稿には、タイトル及び執筆者名を日本語と英語で付記する。表題が外国語（英語）である場合には日本語の表題を付記するものとする。原著論文及び研究ノートの場合は 5 個のキーワードも付記しなければならない。
- (6) 原著論文及び研究ノートの場合は論集作業用に 400 字程度の要約をつけなければならない。
- (7) 写真は白黒印刷を原則とする。
- (8) 投稿原稿は、次のとおり区分する。また、区分内容の原稿量については、別表のとおりとする。
 - (ア) 査読を行う原稿：総説、原著論文、研究ノート（研究報告、研究速報など）
 - (イ) 閲読を行う原稿：資料、事業報告、実践報告、翻刻、翻訳、注釈、総合論文紹介、研究論文紹介、文献紹介、トピックス、論壇、研究動向、講座、書評など
 - (ウ) 編集委員会が依頼する原稿：特集

2. 書式

- (1) 横書き、縦書きは、あらかじめ執筆者が申し出ること。
- (2) 書式の細部については編集委員会と相談し、最終的には編集委員会の指示に従うものとする。

3. 原稿提出先、原稿提出締め切り日

- (1) 原稿は、相愛大学「研究論集」受付票と共に提出する。
- (2) 原稿は、教学課相愛大学総合研究センター担当事務職員に提出する。
- (3) 原稿提出期間は、その年度の 10 月 1 日～10 月末日とする。

附 則

この基準は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この基準は平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この基準は平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この基準は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

〈別表〉投稿原稿の区分等

区分	内容等	原稿量 (要旨、図表を含む)
1. 査読を行う原稿		
総説 (Review Articles)	ある研究分野（専門領域）の特定の主題について、これまでの知見や最近の進歩などを概説的に述べたもの（研究業績の総括）。内容によりミニレビューも含む。	15 ページ以内 7 ページ以内
原著論文 (Original Articles)	・独創性・新規性を有し、価値ある知見や事実を含むもの。 ・研究の目的が明確で、その研究目的に合致した結論が得られ、本学の研究の発展に寄与できるもの。	15 ページ以内
研究ノート（研究報告、研究速報など） (Brief Report)	・限定された部分の発見や、新たな研究方法（調査・実験など）を含む内容あるいは問題提起の内容をもつものをいう。原著論文にはまとまらないが報告に値するもの。	8 ページ以内
2. 閲読を行う原稿		
資料（Research & Field work/note）	著者の主観をはさない研究成果、統計資料等で、記録にとどめる価値のある資料や情報を含むもの。	5 ページ以内
事業報告	本学における事業活動をまとめたもの。	7 ページ以内
実践報告	専門分野における実践活動をまとめたもの。分野により事例報告も含む。	5 ページ以内
翻刻	写本や版本などの原資料の文字を解読し、活字体に置き換えたもの。	20 ページ以内
翻訳	外国語で書かれた文学作品・論文などを日本語に置き換えたもの。	20 ページ以内
注釈	そのままでは、意味を理解しにくい古典作品等について、読解の助けとなるような注を本文に付し、必要に応じて現代語訳なども行ったもの。	20 ページ以内
総合論文紹介	著者の複数の原著論文の内容をまとめたもの。	10 ページ以内
研究論文紹介	国内外の欧文誌（研究論集を除く）に概ね2年以内に発表された著者自身の原著（投稿時に添付すること）を要約したもの。	2 ページ以内
文献紹介	国内外の新しい研究・調査論文ならびに新出資料等で紹介に値するもの。	1 ページ
トピックス	国内外の最近の重要な知見を簡潔にまとめて紹介するもの。	2 ページ以内
論壇	各学問領域において、新しい概念を提起しうる内容を含むものとする。専門分野に関する提言、情報紹介、技術考案など。	1~2 ページ
研究動向	専門分野のトピックスや海外事情などの紹介	1~2 ページ
講座	理論、技術等の解説を行うもの。	10 ページ以内
書評	学術書、専門書などの評論	1 ページ
3. 編集委員会が依頼する原稿		
特集	テーマ別特集や記念特集号などの原稿	適宜

「相愛大学研究論集」査読・閲読実施要綱

平成 27 年 6 月 24 日相愛大学総合研究センター運営委員会制定
平成 29 年 2 月 15 日相愛大学総合研究センター運営委員会一部改正

(趣旨)

第 1 条 相愛大学研究論集内規 4 条に定める査読等については、この実施要綱に基づいて行うものとする。

(目的)

第 2 条 査読等は、「相愛大学研究論集」が大学における研究の成果と発展に寄与しうるように、その質的な向上を図ることを目的とする。

(査読者)

第 3 条 「相愛大学研究論集」編集委員会（以下、編集委員会という）は、同一のもしくは近接する専門領域を有する委員から 2 名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、委員から査読者が得られないときは、同一のもしくは近接する専門領域を有する本学教員又は学外の研究者から 2 名を選任する。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第 4 条 査読者は提出された原稿の内容と形式から評価基準〈別表〉に基づき、次のように判定を行う。

- A : 適当である。
- B : 一部修正のうえ再提出を要する。
- C : 大幅に修正のうえ再提出をする。
- D : 不適当である。

2 B 又は C 判定の通知を受けた執筆者は、通知を受けた日から 3 週間以内に修正し再提出することができる。

(査読結果の報告)

第 5 条 査読者は編集委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、D もしくは C または B と判定する場合は、編集委員会にその理由を付して報告する。

(採否)

第 6 条 編集委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 編集委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

(再査読等)

第 7 条 B 又は C 判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、同じ査読者が再査読を行い、その判定を受けて編集委員会が審議を行い採否を決定する。

2 査読者 2 名のうち 1 名が D 判定の場合は、新たに査読者 1 名を選任して再査読を行いこの判定及び前の判定を受けて、編集委員会が審議を行い採否を決定する。

(異議申出等)

第 8 条 論文などが不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、編集委員会に理由書を付して異議を申し立てることができる。但し、前条に定める再査読結果については申し出ることができない。

2 異議の申し出は判定結果の通知を受けた日から、2 週間以内に行わなければならない。

3 編集委員会は上の要求を適切と認めた場合、速やかに前条の定めを準用して再査読を実施し、採否を決定する。

(閲読)

第 9 条 閲読は編集委員会委員 1~2 名が行い、編集委員会に結果を報告する。

- 2 閲読にあたっては、投稿原稿基準〈別表〉「投稿原稿の区分等」に基づいて区分・内容の適切性等の点検を行い、必要に応じて表記等の修正を執筆者に要請する。
- 3 修正の通知を受けた執筆者は、通知を受けた日から3週間以内に修正し再提出することができる。

附 則

1. この内規は平成27年6月24日より施行する。
2. この内規は平成29年4月1日より施行する。

〈別表〉第4条関係

査読する論文の評価基準

◆ 論理性
(1) 論文題目の適切性等。
(2) 論旨、論拠等の論理性、妥当性、整合性等。
(3) 論拠となる実験・調査等のデータの信頼性、妥当性等
◆ 新規性
(4) 問題意識、課題設定、着眼点の新規性、独創性、適切性等。
◆ 有用性
(5) 得られた知見・結論などの有用性、新規性、独創性等。
◆ 読みやすさ
(6) 表現形成・用語・構成バランスの妥当性、適切性等。
◆ その他
(7) 倫理上、問題性がないこと。
(8) 特定の領域の全体像が示されている（総説）。

上記(3)については、該当する記載のある論文に限り評価を行う。

査読する論文の種類と重視する観点

- ◆ 総説に関しては、未発表のものであり、かつ論理性、有用性、特定の領域の全体像が示されている、読者に読みやすい、の観点を重視する。
- ◆ 原著論文、研究ノートに関しては、未発表のものであり、かつ論理性、新規性、有用性、読者に読みやすい、の観点を重視する。